

議案第8号

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、加西市が管理する道路（以下「市道」という。）の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。

(市道の構造の技術的基準)

第2条 法第30条第3項に規定する条例で定める市道の構造の技術的基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）で定める基準をもって、その基準とする。

(市道に設ける道路標識の寸法)

第3条 法第45条第3項に規定する条例で定める市道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第2備考一の（二）の1から8まで、（五）の1から7まで並びに8の（1）及び（2）並びに備考二の（二）に定める寸法（市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）に係る寸法に限る。）とする。この場合において、同表備考一の（五）の2ただし書中「これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大すること」とあるのは、「文字の大きさを1.25倍、1.5倍、2倍、2.5倍若しくは3倍にそれぞれ拡大すること又は文字の縦寸法若しくは横寸法を5分の4まで縮小すること」とする。

(市道移動等円滑化基準)

第4条 移動等円滑化法第10条第1項に規定する条例で定める市道の構造の基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）で定める基準（福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）第13条第1項に規定する特定施設整備基準（以下「特定施設整備基準」という。）が省令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地域主権改革一括法（第1次一括法及び第2次一括法）の施行による道路法の改正に伴い、市道の構造に関する技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法を定め、また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準についても条例で定めることとされたため、その基準を規定する条例を制定するもの。

政策等の形成過程説明資料

平成25年3月定例会

議案等の件名	議案第8号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号、平成23年法律第105号)第33条による道路法の一部改正により、市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識のうち道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定めるものの寸法並びに第162条による高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律の一部改正により、市道移動等円滑化基準を条例で定める必要があり、これらを政令・命令と同じ基準とし、部分的に独自基準を条例化するものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

他の自治体においても、経過措置期間中(平成25年3月31日まで)に、市道の構造の技術的基準及び、市道に設ける道路標識のうち道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定めるものの寸法及び、市道移動等円滑化基準を、政令で定める基準を参酌し条例化されることとなります。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

道路法
道路構造令
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令
福祉のまちづくり条例(兵庫県)
福祉のまちづくり条例施行規則(兵庫県)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

・市道の構造の技術的基準については国が定めている現行基準を引き続き踏襲することにより、既存部分との整合を図るようになります。
・市道の道路標識の寸法を定める基準については、県の基準と同じ基準とし整合を図るようになります。
・市道移動等円滑化基準については、兵庫県の福祉のまちづくり条例による基準との整合を図り、地域の実情に応じた内容とします。

都市整備部	土木課	有・ 無
-------	-----	-------------